

医療連携体制指針

重度化対応指針

2013/11/01

株式会社 スノーフォレスト

■グループホームいこいの森 医療連携体制指針

1 「グループホームいこいの森」における医療連携体制の考え方

医療連携とは、グループホームにおいて日常、緊急時を問わず健康面に配慮された生活をおくる為に、正看護師との雇用契約により 365 日、24 時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応することができる体制をとる。以下、当グループホームと契約を行った正看護師を「担当看護師」と呼ぶ。

2.医療連携体制の視点

医療連携においては、日頃から入居者の健康状態を把握することが大切であると考えられ、月3回以上の担当看護師による訪問を行い入居者の健康状態を把握するよう努める。訪問を行った担当看護師はグループホーム職員に対して各々の入居者の健康状態に留意した適切な介護を行うよう指導する。また緊急時においては医療緊急時対応マニュアル（別紙1参照）に定める連絡網に従い速やかに処置を講ずる。その他、担当看護師は協力医療機関の医師及び看護師との連携を図り、入居者の健康状態を良好に保持するよう努める。当事業所は入居者または家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得る。

- ①当グループホームにおける医療体制の理解(看護師との契約により連携し24時間の連絡体制を確保。また訪問による定期的な健康上の管理を行っていること)
- ②病状の変化等に伴う緊急時の対応については医療緊急時対応マニュアルに従い担当看護師との連絡をとり判断すること。夜間においては夜間勤務職員が看護師と連絡をとって緊急対応を行なうこと。
- ③家族との24時間の連絡体制を確保していること
- ④医療連携体制また必要性のある医療行為に対する家族の同意を得ること
- ⑤医療施設への搬送が必要であると担当看護師が判断した場合ご家族の同意を得て医療機関への搬送を行う場合があること

3.医療連携体制の具体的支援内容

①定期的な看護師の訪問

月3回以上、担当看護師はグループホームに訪問を行い入居者の健康状態を把握し各々の健康状態に沿った介護を提供するようグループホーム職員に対し指導を行う。健康状態が不良であるが緊急を要しないと担当看護師により判断された場合は当該入居者のかかりつけ医師と連絡を取り、かかりつけ医師の指示に従う。

②急性期および緊急時の対応

医療緊急時対応マニュアル（別紙1）に従った連絡体制を速やかに行い状況に応じた対応を行う。医療機関への搬送が必要でなくグループホーム内での治療で対応できる場合においては担当看護師の指示に基づき看護処置を担当看護師またはグループホームの看護師等によって行なう。

③家族に対する対応

入居者の健康状態の定期的に報告すると共に、緊急時において医師の判断により医療行為が必要であるとされた場合速やかに家族等に同意を得て医療行為を行う。

④利用料金について

入居者が1ヶ月以内の入院等をされ、退院後も当施設のご利用を希望される場合は、居室確保のため家賃のみ徴収する。

4.看取りへの対応

グループホームいこいの森 重度化対応指針に従う。

以上、医療連携体制の責任者をグループホーム管理者とし平成26年1月1日より指針に従ったグループホーム運営を行う

■グループホームいこいの森 重度化対応指針

1. 「グループホームいこいの森」における看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、残された時間を住み慣れた馴染みのあるグループホームで生活することを目的とし、ご家族・グループホーム職員・かかりつけ医・グループホーム担当看護師がそれぞれ協力しあい対象者に対して尊厳に配慮しながら終末期のケアを行うことである。

但しグループホームでの看取りがその方にとって身体的に危険である（結果的に著しくその方の死期を早める可能性がある、グループホームでの看取りでは必要な医療措置が適切に行えない等）とかかりつけ医において判断された場合でかつご家族の同意を得た場合はグループホームでの看取りは行わず医療施設において加療を行う。

2. 看取り介護の視点

終末期の過程においては、対象者の「死」に対し個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することも普通の状態として考えられる。

グループホームでの看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、当事業所は利用者または家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得る。

- ①当グループホームにおける医療体制の理解（看護師との契約により連携し 24 時間の連絡体制を確保していること、看護師の訪問による定期的な健康上の管理を行っていること）
- ②病状の変化等に伴う緊急時の対応についてはかかりつけ医との連絡をとり判断すること。夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制にもとづき担当看護師と連絡をとって緊急対応を行なうこと。
- ③家族との 24 時間の連絡体制を確保していること
- ④ご家族の協力が得られて初めて看取り介護を行える事を説明すると共に看取りの介護に対する家族の同意を得ること
- ⑤著しく死期を早める可能性があるとして「かかりつけ医」が判断した場合で（ご本人が当グループホームでの看取りを望まれた場合でも）かつご家族の同意を得た場合はグループホームでの看取りは行わず医療施設において加療を行うこと
- ⑥グループホームでの看取りでは必要な医療措置が行えないとして「かかりつけ医」が判断した場合でかつご家族の同意を得た場合はグループホームでの看取りは行わず医療施設において加療を行うこと

3. 看取り介護の具体的支援内容

①利用者に対する具体的支援

I. ボディケア

- ・バイタルサインの確認 ・環境の整備を行なう ・安寧、安楽への配慮 ・清潔への配慮
- ・栄養と水分補給を適切に行う ・排泄ケアを適切に行う ・発熱、疼痛への配慮

II. メンタルケア

- ・身体的苦痛の緩和 ・コミュニケーションを重視する ・プライバシーへの配慮を行なう
- ・全てを受容してニーズに沿う態度で接する

III. 看護処置

- ・かかりつけ医の指示に基づき必要な点滴や酸素吸入等の看護処置を担当看護師またはグループホーム

の看護師または准看護師によって行なう。

②家族に対する支援

- ・話しやすい環境を作る
- ・家族関係への支援にも配慮する
- ・希望や心配事に真摯に対応する
- ・家族の身体的、精神的負担の軽減へ配慮する
- ・対象者の死後の援助を行なう

4.看取り介護の具体的方法

①看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、かかりつけ医により一般に認められている医学的知見から回復の見込みがないと判断された場合で、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師より利用者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明すると共に看取り介護に関する計画を作成することによって終末期をグループホームで看取りの介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

②かかりつけ医よりの説明

I. 医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、グループホーム管理者を通じ、当該利用者の家族に連絡をとり、日時を定めて、グループホームにおいて利用者又は家族へ説明を行なう。この際、グループホームのできる看取りの体制を示す。

II. この説明を受けた上で、利用者又は家族は利用者が当グループホームで看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することができる。医療機関入院を希望する場合は、グループホームは入院に向けた支援を行なう。

③看取り介護の実施

I. 家族がグループホーム内で看取り介護を行なうことを希望した場合は、グループホーム管理者はかかりつけ医、担当看護師、介護職員と協働して看取り介護の計画を作成すること。なおこの計画はグループホーム管理者からの利用者又は家族への説明に際し事前に作成しておき、その際に同意を得ることも考えられること。

II. 看取り介護を行なう際は、グループホーム管理者または介護職員等が共同で週に1度以上定期的に利用者又は家族への説明を行ない同意を得ること。

III. グループホームの全職員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるように利用者または家族の支えともなり得る身体的、精神的支援に努めること。

5.夜間緊急時の連絡と対応について

当グループホームの医療緊急時対応マニュアル（別紙1参照）によって適切な連絡を行うこと。

6.看護師との契約による医療連携体制

当グループホームは医療連携体制を看護師との契約により、365日、24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応することができる体制をとっている。

以上看取り重度化対応の責任者をグループホーム管理者とし平成26年1月1日より指針に従ったグループホーム運営を行う。

「グループホーム24時間365日オンコール体制」職員配置について

日常、緊急時を問わず24時間365日のグループホームとのオンコール体制を構築するとともにグループホームへの定期的な訪問、緊急時の連絡、訪問を担当するものとして以下に「グループホーム担当看護師」を定めるものとする。

尚、担当看護師に変更がある場合は直ちに「連絡体制表」を更新しユニット毎に掲示すると共に、誤った連絡を行わないよう以前のものを破棄する事。

記

■ 「グループホーム担当看護師」

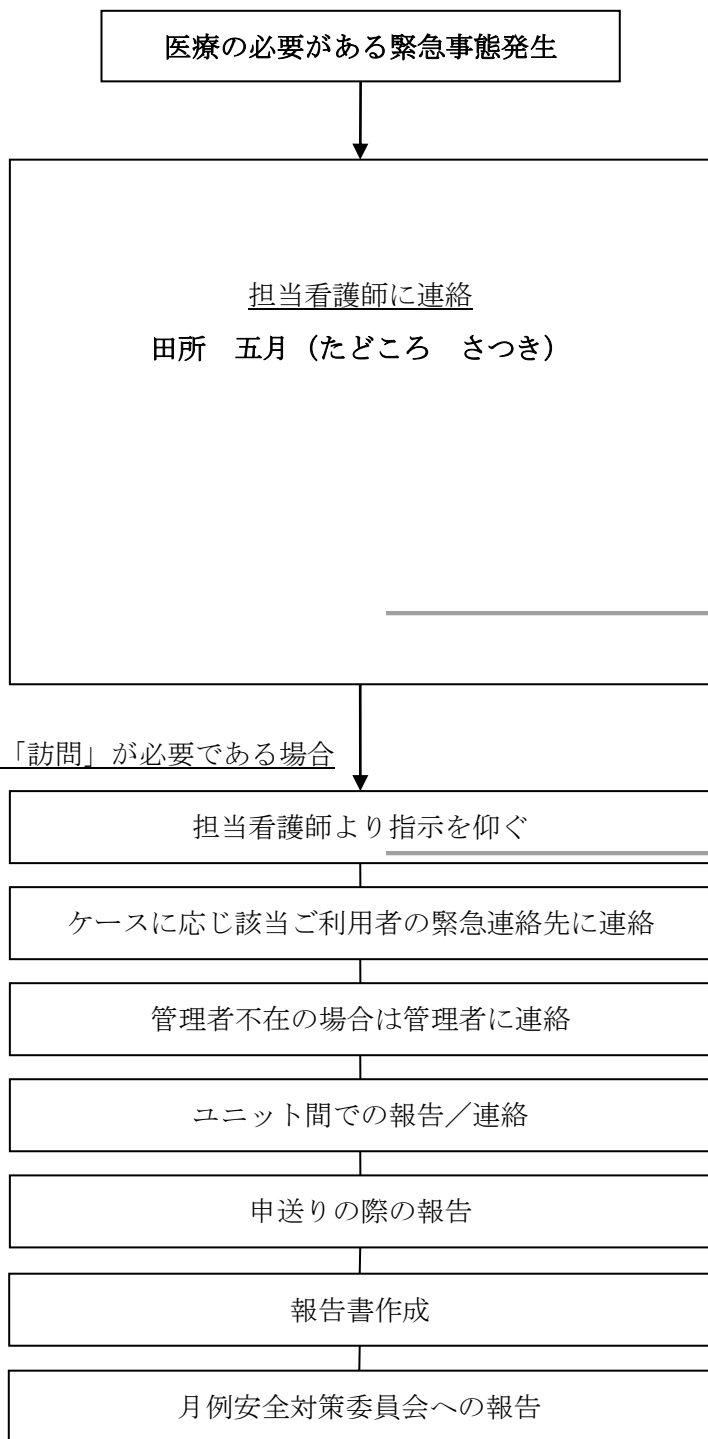
氏名：田所 五月

所属会社：株式会社 スノーフォレスト

以上

◆連絡体制

●グループホームでの対応



●担当看護師の対応

